

別表 法第 15 条の規定に基づく法人文書の開示の実施の方法（同条第 1 項の規定に基づく電磁的記録の開示の方法を含む。）及び法第 17 条第 1 項の規定に基づく手数料

	法人文書の媒体の種類別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	
1	文書又は図画（2 から 4 まで又は 10 に該当するものを除く。）	<p>閲覧 当該文書又は図画の閲覧（法第 15 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、開示実施方法は写しの交付のみ）</p> <p>写しの交付 当該文書又は図画を複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したもの又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を FD、CD-R 若しくは DVD-R に複写したものの交付 ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは A 2 判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの交付</p>	100 枚までごとにつき 100 円	
			複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円（A 2 判は 40 円、A 1 判は 80 円）
			複写機により A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円（A 2 判は 140 円、A 1 判は 180 円）
			スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を FD に複写したものの交付	FD 1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
			スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付	CD-R 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
			スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付	DVD-R 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
			写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについて 520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
2	マイクロフィルム	<p>閲覧 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧 ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを A 1 判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧</p> <p>写しの交付 当該マイクロフィルムを A 4 判の用紙に印刷したものの交付 ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付</p>	マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
			マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
				用紙 1 枚につき 80 円（A 3 判については 140 円、A 2 判については 370 円、A 1 判については 690 円）

3	写真フィルム	閲覧	当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円			
		写しの交付	当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。）に印画したものの交付	1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては 430 円）			
4	スライド（10 に定める場合におけるものを除く。）	閲覧	当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円			
		写しの交付	当該スライドを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円）			
5	録音テープ（10 に定める場合におけるものを除く。）又は録音ディスク	閲覧	当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円			
		写しの交付	当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間 120 分のもの）に複写したものの交付	1 巻につき 430 円			
6	ビデオテープ又はビデオディスク	閲覧	当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円			
		写しの交付	当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（記録時間 120 のものに限る。）に複写したものの交付	1 巻につき 580 円			
7	電磁的記録（5、6 又は 9 以外のもの）	閲覧	次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円		
				ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルごとにつき 410 円		
				写しの交付	次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラムにより行うことができるもの ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 ニ 当該電磁的記録を F D に複写したものの交付 ホ 当該電磁的記録を C D - R に複写したものの交付 ヘ 当該電磁的記録を D V D - R に複写したものの交付	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
						ニ F D に複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
		ホ C D - R に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額				
		ヘ D V D - R に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額				
		8	電磁的記録（7 - ニ、ホ又はへに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）	写しの交付	当該電磁的記録を幅 12. 7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本産業規格 X 6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとにつき 210 円を加えた額	
		9	映画フィルム	閲覧	当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円	

		写しの交付	当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したもの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
10	スライド及び録音テープ(同時に視聴する場合)	閲覧	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したもの視聴	1巻につき680円
		写しの交付	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により複製したもの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 写しの交付の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。				